

○匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定等に関する規則

平成29年 3 月 23 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定等に関し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第 2 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定（却下）通知書（第 1 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の基準)

第 3 条 省令第 140 条の 63 の 6 に規定する市が定める基準は、匝瑳市第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 29 年匝瑳市規則第 10 号。以下「基準規則」という。）の定めるところによる。

(指定の拒否)

第 4 条 市長は、次に掲げる場合には、指定をしないものとする。

- (1) 申請者が基準規則に規定する基準を満たさない場合
- (2) 指定をすることにより、介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合
- (3) 申請者が匝瑳市暴力団排除条例（平成 24 年匝瑳市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団である場合又は申請者の役員等（法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。）が同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等若

しくは同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者である場合

(区域外の事業所に係る特例)

第5条 匝瑳市の区域外に所在する事業所に係る指定の基準及び指定の拒否については、前2条の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）が定めるところによるものとする。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更があった日から10日以内に、変更届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、事業を廃止又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、当該再開した日から10日以内に、再開届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業所の指定を取り消したときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定取消通知書（第2号様式）により、期間を定めて指定事業所の指定の全部又は一部の効力を停止したときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定停止通知書（第3号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定の更新等)

第8条 省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年間とする。

2 指定事業者は、法第115条の45の6に規定する指定の更新（以下「指定の更新」という。）を受けようとするときは、指定更新申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新（却下）通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(指定申請等の様式)

第8条の2 第2条第1項、第6条第1項から第3項まで並びに第8条第2項に規定する申請又は届出（以下「申請等」という。）に係る様式は、省令より厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

第8条の3 次に掲げる申請等は厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による申請等を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法による。）により提出しなければならない。

(1) 省令第140条の63の5第1項若しくは第2項の規定による申請

(2) 省令第140条の62の3第2項第4号から第6号までの規定による届出

（県等への情報提供）

第9条 市長は、第2条、第6条及び第7条の規定による指定、変更の届出の受理又は指定の取消し（以下「指定等」という。）をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、職名及び住所

(3) 指定等年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定事業所の指定の申請その他の準備行為については、施行日前においても、行うことができる。

附 則（平成30年11月19日規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年6月30日規則第18号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年2月16日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに改正前の様式の規定により調製した用紙により行われた指定の申請又は更新は、施行日において改正後の様式の規定により調製した用紙により行われた指定の申請又は更新とみなす。
- 3 施行日の前日までに、改正前の様式の規定により調製した用紙は、施行日以

後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定（却下）通知書

年 月 日

様

匝瑳市長



年 月 日付けで申請のあった介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定については、下記のとおり指定（却下）したので、匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定等に関する規則第2条第2項の規定により通知します。

記

1 指定します。

事業所	名称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	氏名
	住所
事業開始年月日	年 月 日
指定年月日	年 月 日
指定有効期限	年 月 日
サービスの種類	
介護保険事業所番号	

2 申請を却下します。

（理由）

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第2号様式（第7条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定取消通知書

年 月 日

様

匝瑳市長



下記の事業所について、介護保険法第115条の45の9の規定により指定事業所の指定を取り消したので、匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業所の指定等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

事業所	名称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	氏名
	住所
指定取消年月日	年 月 日
取消理由	
サービスの種類	
介護保険事業所番号	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第7条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定停止通知書

年 月 日

様

匝瑳市長



下記の事業所について、介護保険法第115条の45の9の規定により指定事業所の指定の効力を停止したので、匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業所の指定等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

事業所	名称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	氏名
	住所
指定の効力を停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定の効力を停止する内容及び理由	
サービスの種類	
介護保険事業所番号	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第8条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新（却下）通知書

様

年 月 日

匝瑳市長



年 月 日付けで申請のあった介護保険法第115条の45の6第1項に規定する指定の更新については、下記のとおり更新（却下）したので、匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定等に関する規則第8条第3項の規定により通知します。

記

1 指定を更新します。

事業所（施設）	名称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	氏名
	住所
指定更新年月日	年 月 日
指定有効期限	年 月 日
サービスの種類	
介護保険事業所番号	

2 申請を却下します。

（理由）

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 8 条関係）